葬祭費の支給について

糸満市国保の加入者がお亡くなりになったときは、葬祭をおこなった方（以下、「喪主」）に葬祭費として一律２万円が支給されます。葬祭費の支給には、申請が必要です。

※申請できる期間は、葬祭を行った日の翌日から起算して２年間です。

葬祭費の申請に必要なもの

・お亡くなりになった方の保険証（返還していただく必要があります）
・窓口にて申請手続きをする方の身分証
・喪主が確認できる書類（新聞のお悔やみ広告の切り抜き、火葬場の領収書等）
・喪主名義の口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）